

# 福島県文化センター

## 第1節 概

## 要

河田 享

渡辺 良雄

福島県文化センターは、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、県民の文化の振興を図ることを目的として設置されたもので、福島県文化会館、福島県歴史資料館の2つの施設をもって構成されている。

このセンターの管理運営は、昭和45年9月当初から県が財団法人福島県文化センターに委託し、同法人はこの施設の設置目的に沿って各種の文化事業を展開し、あるいは資料の収集、整理、保管、調査研究等を行うほか、この施設を管理するとともに、一般県民の文化活動の場として利用に供している。

### 1 業務内容

福島県文化センターを構成する施設の業務内容は、概ね次のとおりである。

#### (1) 文化会館

- 文学、音楽、演劇、舞踊等の芸術の振興に関すること。
- 社会科学、自然科学等の学術の振興に関すること。
- 文化会館の施設及びその附属設備の利用に関すること。

#### (2) 歴史資料館

- 県に関する文書資料、考古資料、民俗資料その他の歴史資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。
- 歴史資料に関する調査研究及びその利用に関すること。
- 歴史資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。

なお、昭和59年度からは県立美術館の新設に伴い、美術博物館は廃止された。

### 2 組織運営

文化センターを構成する施設は、財団法人福島県文化センターの事務組織によって運営されており、文化センター館長が全体を統轄している。事務組織は、次のとおりである。

- 総務部 総務課 施設課
- 事業第一部 企画課 普及課
- 事業第二部 歴史資料課 遺跡調査課

次に、文化センターの事業運営に関しては、館長の諮問機関として専門委員会が設置されており、事業の企画、実施について館長の諮問に応じている。

財団法人福島県文化センター専門委員

- |              |       |
|--------------|-------|
| 本多 隼男 (委員長)  | 小林 清治 |
| 庄司吉之助 (副委員長) | 佐藤 良一 |
| 磯崎 康彦        | 高野 広治 |
| 伊藤 コウ        | 武田 知行 |
| 岩崎 敏夫        | 田中 寛之 |
| 岩瀬 太一        | 丹野 清栄 |
| 太田美恵子        | 増田 忍石 |
| 笠原 美禰        | 室井 康弘 |
| 亀井 正道        | 若松光一郎 |

## 第2節 施設・設備の概要

### 1 施設

所在地	福島市春日町5-54
敷地面積	20,654㎡
建築面積	5,430㎡
建築延面積	11,640㎡
構造	鉄骨、鉄筋コンクリート造り地下1階、地上3階、塔屋1階
竣工	昭和45年7月31日

#### (1) 本館

地階	中央監視室、空調、電気機械室、奈落
1階	大ホール(1,943席)、小ホール(444席)、リハーサル室(107㎡)、和室(20畳2室)、楽屋(4室)、浴室(2室)、視聴覚室(108席)、会議室(24名)、I T V室、事務室、収蔵庫等
2階	会議室兼展示室(466㎡)、事務室、収納室、食堂等
3階	展示室(505㎡×2室)、ギャラリー(363㎡)、事務室倉庫等

#### (2) 歴史資料館

1階	展示室(180㎡)、事務室(受付)
2階	事務室、研究室、閲覧室、マイクロフィルム室、文書庫(252㎡)等
3階	文化財収蔵庫(455㎡)、文書庫(252㎡)

### 2 設備

#### (1) 一般設備

空調設備	空気調和設備、冷暖房、換気設備
給排水衛生設備	給排水、ガス
防災設備	スプリンクラー、ドレンチャー、ガス消火設備、消火栓、非常用放送設備、避難誘導設備、煙・熱感知器等
エレベーター設備	乗用(11人乗)、荷物専用(4t)
電気設備	変電設備 750KVA、500KVA、250KVA、100KVA×3、75KVA、トランス台、契約電力 600kW一般照明(蛍光灯、白熱灯)、内線電話(自動交換)、1TV設備、TV中継設備、館内放送設備、自家発電設備(100KVA)

#### (2) 舞台設備

舞台照明設備	フットライト(68灯)、ボーダーライト(3列225灯)、サスペンションライト(4列84灯)、水平ライト(上下各72灯)、シーリングライト(24灯)、各種スポット、調光卓(6kW60本)
舞台音響設備	主調整卓(マイク入力27回路、ライン入力